

平成 28 年度 (2016 年度)

第 30 回 ノバルティス研究奨励金 応募要項

公益財団法人ノバルティス科学振興財団
〒105-6333 東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー29F
電話：03-6899-2100 / FAX：03-6899-2101
E-mail：foundation.japan@novartis.com
URL：http://japanfoundation.novartis.org

1. 奨励金の趣旨

生物・生命科学、関連する化学および情報科学の領域における創造的な研究を助成

2. 助成金額、件数

助成金額は 1 件 100 万円。35 件程度

内、5 件程度を熊本地震で被災した機関の研究者に優先的に助成（但し、研究レベルは他の課題と同様のものであることが求められる）

3. 助成期間

助成期間は 1 年間。平成 29 年（2017 年）4 月 1 日～平成 30 年（2018 年）3 月 31 日

延長は認めない

4. 申請者の資格等

(1) 日本国内で行われる研究が対象。申請者は原則として、博士号を有する研究者（2017 年 3 月末までに取得見込みを含む）。国籍不問

(2) 申請者の単独研究。申請者が中心の場合は共同研究も可

(3) 当奨励金を過去に受領した研究者は、助成期間終了後 3 年間を経過していれば再応募可。ただし、前回とは研究目的を異にしていること。また、当奨励金を過去に受領した研究者が共同研究者の場合も前回とは研究目的を異にしていること

(4) 当財団の現選考委員の研究室に所属する研究者、現選考委員と共同研究を行う研究者は、申請者となれない

5. 推薦者

(1) 当財団の指定する大学・研究機関の長、研究科長、学部長、施設所長および病院長

(2) 当財団の現任ならびに前任の理事、評議員（推薦枠外の研究機関の応募者に関しては、当事務局で斡旋可）

6. 推薦件数

1 推薦者から 1 件に限る（兼任の場合はどちらかで 1 件のみ）

7. 申請方法

当財団ホームページ(HP) (<http://japanfoundation.novartis.org/>) に必要事項を記入。また HP からダウンロードした書式(応募申請書、推薦書)に記入後、下記要領で財団事務局に提出。応募申請書は見やすく簡潔に記入。図表も使用可(カラー可)。記入枠を広げる場合は最小限のこと。印刷は両面コピー、左上をホッチキス留め。推薦書の捺印は原則として公印。公印がない場合は、その旨を余白に記入し私印を用いる。財団関係者は私印。応募書類は原則として返却しない。

- 1) 応募申請書：書式に記入後、PDF ファイルをホームページに格納。併せて書面で3部送付(郵送等) ファイル名は、氏名(所属略称)申請書.pdf [例：ノバ太郎(○大)申請書.pdf]
- 2) 推薦書：書式に記入・公印捺印後、PDF ファイルをホームページに格納。併せて捺印済み原本を送付
ファイル名は、申請者氏名(所属略称)推薦書.pdf [例：ノバ太郎(○研)推薦書.pdf]

書類やファイルはまとめてホームページに格納(いずれも 9/16(金)必着)。外国人は英文の応募申請書も可。受付完了後 E-メール通知

<提出物のチェック>申請時に要確認

- ・ファイル提出(ホームページに格納)
 - ①応募申請書(PDF)、②推薦書(PDF、捺印済み)
- ・書類提出(書面で送付)
 - ①応募申請書(3部、両面コピー・左上ホッチキス留)、②推薦書(捺印済み原本)

8. 申請受付期間

平成 28 年(2016 年) 7 月 ～ 平成 28 年(2016 年) 9 月 16 日(金) 必着

9. 選考方法

選考委員会で選考後、理事会で決定(平成 29 年 2 月下旬)
研究内容が最優先。奨励金の必要性、年齢(若い研究者)等も一部考慮
今年度は熊本地震被災研究施設の応募者～5 件程度を優先

10. 採否の通知

平成 29 年(2017 年) 2 月下旬。採否を推薦者、申請者の双方に通知

11. 奨励金の交付

平成 29 年(2017 年) 4 月下旬頃、指定の銀行口座に振込
各研究機関の助成金取扱規定を参照し、委任経理金の場合はその手続きを行うこと

12. 奨励金の使途

応募申請書の記載通りの使用が原則(助成期間内に使い切ること)

奨励金を使わなかった場合、奨励金が余った場合は、原則返却

奨励金の使途を変更する場合は、当財団理事長の承認を得ること

奨励金は、贈呈対象の研究以外には使用できない(助成対象者の変更交代は不可)

奨励金対象の研究内容に、重要な変更が生ずる場合は、速やかに当財団事務局に連絡すること

応募者の所属機関の間接経費、一般管理費(オーバーヘッド)は、助成の対象とならない

13. 研究成果および会計報告

奨励金受領者は、研究成果と会計の報告書を平成30年5月末までに当財団に提出(必須)

報告方法(書式)は、平成30年4月頃、財団事務局より通知

研究報告書は、当財団ホームページ、年報等で公表される

会計報告は、領収書の提出は求めないが、使用后5年間保管のこと

14. 研究成果の公表、刊行

成果を公表する場合は、公益財団法人ノバルティス科学振興財団から奨励金を受けた旨を明記。英文の場合はThe NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science。刊行後に別刷等を1部財団事務局へ送付(Eメール送信可)

15. その他

贈呈対象者として相応しくない行為があったときは、助成を取り止めたり、研究奨励金の返還を求められることがある

選考や採否通知の日程は、変更されることがある

贈呈対象者氏名、所属機関、研究課題等は、報道機関、当財団ホームページ、年報等で公表される